

議案第47号

所沢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例制定について

所沢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例を別記のとおり制定する。

令和5年 6月 1日提出

所沢市長 藤 本 正 人

提案理由

こども家庭庁設置による厚生労働省から内閣府への事務移管に伴い、所要の改正を行うため、本案を提案するものである。



所沢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

(所沢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 所沢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第42号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項第4号及び第45条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

(所沢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 所沢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第43号）の一部を次のように改正する。

第26条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

(所沢市助産施設及び母子生活支援施設入所者に係る費用の徴収に関する条例の一部改正)

第3条 所沢市助産施設及び母子生活支援施設入所者に係る費用の徴収に関する条例（平成23年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

(所沢市障害福祉サービス等の措置に係る費用の徴収に関する条例の一部改正)

第4条 所沢市障害福祉サービス等の措置に係る費用の徴収に関する条例（平成23年条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。